平成２４年（フ）第１５９号
香川県小豆郡小豆島町福田甲581番地１
債務者　平木　和弘
１　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６３４号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目87番地ロイヤルハイツ博多南２階205号室
債務者　今福　幸子
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６４号
福岡市南区鶴田４丁目40番12号
債務者　裏辻　邦親
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２８６号
佐賀県鳥栖市西田町234番地１
債務者　上土井九洲男
１　決定年月日時　平成24年６月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５８２号
福岡市西区姪の浜６－１－20茂木病院、住民票上の住所福岡市西区姪浜駅南４丁目３番15―303号
債務者　田中　英二
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６９９号
福岡市博多区吉塚本町９番11―202号
債務者　貞包　徹平
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２１号
福岡県太宰府市通古賀３丁目９番７―102号
債務者　田村　まり
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２６号
福岡県太宰府市高雄４丁目３番11号
債務者　大守　優子
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４０号
福岡県筑紫野市湯町１丁目21番15―107号
債務者　川波新太郎
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１５号
福岡市博多区住吉２丁目４番７―1211号
債務者　高橋志眞美
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８１８号
福岡市中央区小笹３丁目５番６号
債務者　木村　陽子
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８７３号
福岡県春日市平田台２丁目80番地
債務者　江越　星之
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９３４号
福岡市中央区渡辺通５丁目５番６―106号
債務者　加茂　弘二
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５５号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　山田　経一
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６６号
福岡県糟屋郡須恵町大字新原197番地
債務者　黒木浩太郎
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６８号
福岡市東区香椎駅前１丁目27番28―303号
債務者　吉村　圭司
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８２号
福岡市南区井尻２丁目32番25―401号
債務者　石内　理惠
１　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９０号
福岡市西区内浜２丁目４番32号
債務者　松本　昌彦
１　決定年月日時　平成24年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部